

社格 郡社 (明細帳明治十四年六月二十七日郷社許可)

所在 石堤村(西礪波郡石堤村大字石堤)

今按するに所在は本村と赤丸村と二所にありて年來争論ありと云りされど赤丸は近き頃まで川入社と唱へし社にて其祭神高皇彦靈尊など云へる更に由縁なければ本社と決めて以て後考を俟つ

○射水郡十三座

大一座

小十二座

射水神社 大神

祭神 瓊杵尊(二上神)

今按社傳祭神右の如し一説に射水は忌水の義にて天二上命の水取の故事に由あり且射水神とも二上神とも云へば天二上命ならんと云へど確證なければ社傳に従へり又國人の説を聞くに射水神社と唱ふる社と二上神社とは別ありて射水神は射水川により二上神は二上山によれるなりと云れば射水神と二上神と同神と云ふも證なくては信がたけれど今姑く明細帳神社要録に従て記し以て後考に備ふ

神位 光仁天皇寶龜十一年十二月甲辰越中國射水郡二上神

叙從五位下桓武天皇延暦十四年八月壬午二上神叙從五位上仁明天皇承和七年九月辛丑奉授射水郡從四位下二上神從四位上文德天皇齊衡元年三月辛卯越中國二上神加從三位清和天皇貞觀元年正月二十七日甲申奉授從三位二上神正三位

道神社

祭神 彦屋主田心命

今按姓氏錄道公阿倍朝臣同祖大彥命孫彦屋主田心命之後也とみえ日本書紀に崇神天皇十年九月甲午以大彥命遣北陸また孝元紀に大彥命云云越國造云云凡七族之祖也とあるが如く彼征討の任をうけて北陸の地を經歷したまへる故に其族道君氏の此地に住るものありて其祖を祭れるものなるべし

祭日 今九月六日

社格 郷社

所在 作道村(射水郡作道村大字作道)

物部神社

祭神 宇摩志麻治命

祭日 三月八月並十五日

社格 (明細帳に八橋社)(村社)

所在 東海老坂村

字久津呂 (射水郡守山村大字東海老坂) 谷御城坊

加久彌神社二座

祭神 倉稻魂神

天照大御神

祭日 四月九月並十五日六月二十五日

社格 村社(郷社)

所在 神代村 藤宮山 (氷見郡神代村大字神代)

今按注進狀神代村は古來あり延喜式内加久彌神社鎮座にて神主社僧もあり南條保の民も皆信仰せし神なるを中古兵亂の後社號も取失ひしより享保中高岡村關野神社にて正一位加久彌神社の額をかけられしに神代村の産子大に慣り關野神社へ押寄せ其額面を下し以後この額を用ふまじき由の證書を取りしことありとみえたれば高岡村の社ならざること明かなりまた按能登國羽昨郡神代神社も神代村にありて村名は神代をカクミ、訓もの傍證とすべし

久目神社

祭神 大來目命

祭日 今三月十四日九月二十二日

社格 村社

所在 池田村 字久 (氷見郡久目村大字池田)

越中國 射水郡

布勢神社

祭神 大彥命

祭日 今三月十五日八月二十三日

社格 村社

所在 布施村 字圓山 (氷見郡布施村大字布施)

速川神社

祭神 瀨織津姬命

祭日 今四月八日八月十五日

社格 村社

所在 早川村 字村上 (氷見郡早川村大字早借)

今按するに早借村に速川神社ありて早借も早川と音近ければ何れとも決めがたきに似たれど早借は八幡を主と祭り八幡宮と云へば少しく疑しきを此早川は速川と相符するを以て姑之に従へり

(神社要録に祭神速秋津彦神社) ○早借村に在す上同と見えたり祭神は疑はしけれども明細帳に射水郡早借村八百八十番地字瀧尾村社速川神社祭神瀨織津比賣命由緒當社は式内社にて久目川川なり 守護神なり故に川岸の村落早借等八ヶ村の惣社にして天正度迄は早借の領主岩田安女の祈願所にて社領五十石寄附あり神官社僧數多奉仕せし云々とあり然るに同書同郡早川村九百二十四番地字下段村社八幡宮祭神譽田別命瀨織津姬命由緒往古より式